安城市農業委員会議事録（定例会）

日　　　時	令和７年３月２４日（月） 開会　午後２時３０分 閉会　午後３時１０分
会　　　場	安城市役所本庁舎３階　第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数　１４名 法第１８条による委員数　２８名
出席委員数	法第８条による委員数　１２名 法第１８条による委員数　２５名
欠席委員	都築　英治委員、菱田　政量委員、黒田　清吾推進委員、 熊谷　逸男推進委員、近藤　義幸推進委員
議長	会長　林　茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、細井主査、 曾我主査、大橋主事、青山
議事録署名者	６　　加藤　公健　　委員 １１　杉浦　和彦　　委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名
議事録署名者は　６番　加藤　公健　委員　１１番　杉浦　和彦　委員
また、欠席者は　７番　都築　英治　委員　１３番　菱田　政量　委員
１７番　黒田　清吾　推進委員　２０番　熊谷　逸男　推進委員
２５番　近藤　義幸　推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□　日程第１　第１２号議案　農地法第３条の規定による申請申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第１２号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１１番から１５番の５件です。
申請内容は、全ての申請が農地の所有権移転をするものです。
譲受人の理由は、農業経営基盤の拡大を図るためが３件、農耕に精進するためが２件です。
譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが３件、農地を管理することが困難なためが１件、共有持分整理のためが１件です。
耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第２　第１３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第１３号議案、農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１４から２７番までの１４件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が７件、駐車場が３件、資材置場が１件、駐車場及び資材置場が１件、自動車整備工場が１件、粘土採掘場が１件です。

このうち、受付番号２２番につきまして、別冊の資料でご説明します。【日程第２第１３号議案】と書かれた資料をご覧ください。１ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である●●が渡人の所有する田を転用し、自動車整備工場を設置するものです。受人は、●●町にて自動車整備士として勤務しておりますが、自動車整備技術の人材育成に伴い既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料２ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて３ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。黄色の土地が、申請地です。

次に、４ページが土地利用計画となっております。排水計画について、雨水は敷地内に集水桝を設置し、汚水は浄化槽を設置し、雨水・汚水ともに既設排水路へ排水します。オイルについては、オイル阻集器を設置し、オイルの流出を防止する計画となっております。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、おおむね１０ha 以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第１種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む５条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

説明案件のほかに申請面積１，０００㎡以上の案件については、５ページの受付番号１７番の資材置場、６ページの駐車場、最後に７ページの粘土採掘場としての一時転用になりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、３月１２日に太田千尋委員と横山淳子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第３　第１４号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第３第１４号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。
今回の申請は、受付番号４番の１件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。
本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第４　第１５号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条の規程による農用地利用集積計画等について

なおこの議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にしていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議します。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第４第１５号議案、農業経営基盤強化促進法第１８条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。
議案１ページ目の「令和７年度農用地利用集積計画　実施総括表」をご覧ください。
新規に設定する面積が、７５，１８６．００㎡、期間満了による更新の面積が、４８，０４０．９０㎡、合計１２３，２２６．９０㎡です。
２ページ目から３ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。
本日ご承認いただきましたら、３月２７日付けで公告させていただきます。
以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。
それでは、神谷孝雄委員に関係する集積計画は、議案書の３ページ目の表の、上から５人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関係する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席をお願いします。
それでは、加藤公健委員に関係する集積計画は、３ページ目の表の上から８人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。
それでは、両委員に関係する集積計画は、３ページ目の表の上から９人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

　全員異議なく了承。

□　日程第５　報告第３号　専決処分について

　上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

　日程第５報告第３号、専決処分についてご報告いたします。
　始めに、農地法第４条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号３から４の２件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が１件、敷地の拡張が１件です。
　続きまして、農地法第５条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号６から８の３件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が１件、分譲用宅地用地が２件です。
　最後に、農地法第１８条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、７９番から１００番の２２件です。解約事由別にみますと、売却するためが２件、収用のためが２件、転用するためが３件、自作するためが３件、他者に賃貸するためが１２件です。
　以上で説明を終わります。

　議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

　続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

１　農用地利用計画変更申出について

　上記の協議依頼事項について曽我主査から次のとおり説明があった。

　右肩に協議依頼事項とある、農用地利用計画についてという資料をご覧ください。これは令和７年２月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。
　今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が７件、合計８，０９０㎡でした。除外の目的別に見ますと、分家住宅等が４件、駐車場資材置き場が３件の申し出となっています。
　それぞれ詳細につきましては、裏面のとおりです。なお、１，０００㎡以上の

除外案件の位置図と土地利用計画図については、同じく協議・依頼事項と記載した資料を机上に配布しておりますので位置をご確認ください。
なお、現地調査につきましては、３月１２日に、横山淳子委員と太田千尋委員にお願いし、実施いたしました。
除外案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

２　令和７年度最適化活動の目標の設定等について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

定例会資料の１ページをご覧ください。これは、単年度ごとの農業委員会の最適化活動の目標設定です。この目標につきましては、国通知に基づき、毎年度３月末までに翌年度の最適化活動の目標を定めることとされておりますので、令和６年度の点検・評価のない中ではありますが、令和７年度の目標設定等をすることとなります。
まず１ページですが、農業委員会の状況を数値で表したものでございます。
時点は令和７年４月１日とし、１の「農業委員会の現在の体制」、２の「農家・農地等の概要」については、事務局が把握する数値や、農林業センサスなどの直近の統計数値を利用しております。
次に、２ページをご覧いただきまして、ここからが目標の設定となります。
上段のⅡ「最適化活動の目標」のうち、１「最適化活動の成果目標」として、３項目ございます。（１）農地の集積、２ページ中段に（２）遊休農地の解消、３ページに（３）新規参入の促進の３項目が挙げられております。
まず、（１）農地の集積でございますが、②の目標として、「農地の集積の目標年度」の欄があります。こちらの数値について、愛知県の基本方針で定める目標とされておりますので、目標年度は令和１４年度に、集積率は８０％としております。そして、②の目標の右下の「今年度末の集積率（Ｅ）」の欄には、昨年度の目標設定した６８．０％から、１％増加の６９．０％としております。
次に、（２）遊休農地の解消につきましては、現時点では遊休農地はないと整理しておりますので、省略させていただきます。
次に、（３）新規参入の促進でございます。この項目の目標設定にあたりましては、新規参入者の数を増やすというものではなく、②の目標の欄の下段に記載

がありますように「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」、つまり、貸付け可能な農地情報を増やすことが目標となります。こちらの面積は、過去３か年の権利移動面積の平均の１割以上を記入することとされておりますので、現在の３条許可申請などの実績を元に１．２haとしております。

続いて、２「最適化活動の活動目標」ですが、まず、（１）１人当たりの活動日数として、前年度と同様の「８日」としたいと考えております。また、この活動日数については、前年度実績を上回る日数を設定することとされております。令和６年度の実績が８日以上となった場合には、設定しうる直近の日数に修正させていただく場合がありますのでご了承ください。１２月集計では、５．６９日であると認識しております。

次に、（２）活動強化月間の設定目標ですが、強化月間には、７、８月の利用状況調査（農地パトロール）は、設定できないこととされております。安城市では、農地パトロールの一連の流れとして、７、８月の利用状況調査の後に、文書による農地の利用意向調査、不耕作地に対する指導などを行っておりますので、前年と同様これらを行う月を強化月間としたいと考えております。

最後に、（３）新規参入相談会への参加目標でございます。これには、事務局のみでなく、農業委員、推進委員が１人以上、相談会などに参加することとされております。前年度と同様、安城市のアグリライフ支援センターで野菜づくりコースを受講している方に、安城市が取り組んでいる農地マッチング制度、従来の畑・樹園地お見合いシステムの紹介などをしてまいりたいと考えております。

本日ご承認をいただきましたら、令和７年度の目標の設定等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件については、以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

３　生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

４ページ、資料２をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第１７条の２の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方

が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。
　今回、照会のありました生産緑地は３件あり、いずれも●●であった生産緑地です。では、順に説明します。まず、４ページ、５ページの案件は、●●町、地積は２１８平方メートル、買取希望価格は●●万円と伺っております。次に６ページ、７ページの案件は、●●町、地積は８１０平方メートル、買取希望価格は●●万円と伺っております。次に８ページ、９ページの案件は、●●町、地積は４４２平方メートル、買取希望価格は●●万円と伺っております。
　これらの件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、４月１５日までに事務局へご連絡くださるようお願いします。
　説明は、以上でございます。

　議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

　続いて、連絡報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

１　愛知県農業会議令和６年度第２回臨時総会
　３月２６日（水）に愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長及び事務局課長が出席をします。

２　配布物
　今月は、「のうねん３月号」と青色の「２０２５年農業委員会活動記録セット」をお配りいたしました。そのうち、活動記録セットについては、２０２４年の冊子と内容の変更はございませんので、日々の活動記録の参考としてご活用いただきたいと思います。毎月の活動記録につきましては、今後はタブレットの利用も想定していきたいと考えておりますが、当面は現行のとおり、Ａ３の用紙に記録した上で、活動月の翌月にご提出をお願いします。
　また、本日お配りしたＡ３の活動記録の用紙について、２点修正しておりますので、その点を説明いたします。カラー刷りの記入例をご覧いただきたいと思います。まず、１点目は、表面の年度表記を令和７年度に修正しております。２点目は、裏面をみていただきまして、右側の活動内容の欄です。令和６年度までは、アに農地パトロール、イに農地パトロール以外の現地調査、ウにその他、と３項目設けておりましたが、来年度からは、ウを無くしましてアとイのみとします。アの農地パトロールについては、農業委員会による一斉調査をした場合や、個人でタブレットを利用した現地調査をした場合にアとしてください。それ以外の、日常生活における見守り活動をした場合に、その内容とともにご記入をお願いします。変更点はこの２点となりますが、全体をとおして、活動の内容はできる

かぎり詳細に記録していただくよう、お願いいたします。

３　次回予定

次回は、懇親会を予定していることに伴いまして、通常より１時間遅く会議を開催いたしますので、お間違いのないようお願いします。

４月２２日（火）の午後２時３０分から運営委員会を、午後３時３０分から定例会を開催しまして、その後、４時３０分から家族経営協定調印式を３０分程度行う予定をしております。

家族経営協定調印式は、新しく農業を始められる東端町の横山紗李さんとそのご家族の調印式を予定しています。調印式の終了後、移動をしていただきまして、午後５時３０分から、すず岡において懇親会を開催します。

なお、懇親会についてですが、皆さんのご出席を前提としております。ご都合が悪く欠席される場合のみ、３月３１日（月）までに事務局にご連絡くださるようお願いいたします。出席の場合は、連絡不要とします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時１０分、議長は閉会を宣する。